

[事案 2019-196] 死亡保険金支払請求

・令和2年6月26日 裁定終了

<事案の概要>

告知に際し、通院歴等を伝えていたこと等を理由に、契約解除の取消しおよび死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年11月に配偶者を被保険者として契約した団体信用生命保険について、配偶者が自殺により死亡したので死亡保険金を請求したところ、告知義務違反があったとして契約が解除され、死亡保険金が支払われなかったが、以下等の理由により、解除を取り消して、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 配偶者は、住宅メーカーの営業担当者（以下「営業担当者」）に、通院歴等を事前に伝えていた。
- (2) 営業担当者は、告知書に持病なしと記載するよう配偶者を誘導した。
- (3) 告知義務違反は、営業担当者の不当な誘導によるものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 営業担当者は、不告知教唆等の不当な誘導を行っていない。
- (2) 営業担当者は、保険媒介者ではなく、告知受領権もない。
- (3) 営業担当者は、当社と指揮監督関係にはなく、履行補助者とは評価できず、営業担当者の悪意・過失が保険会社の悪意・過失とは評価できない。
- (4) 当社は、告知の重要性について、重要事項説明書等を交付し、十分な説明義務を履行している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知に際しての状況等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人配偶者には告知義務違反が認められる一方で、保険会社が解除の原因となる事実を知っていた等とは認められず、また、営業担当者による告知妨害等も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。